

飛島村税等預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)兼廃止(利用廃止)届

取扱金融機関 御中

令和	1	年	5	月	1	日	※依頼のあった月の2か月後（ 7 月 ）以降の納期分から適用
----	---	---	---	---	---	---	--------------------------------

私(当社)が支払うべき次の村税等について、納税(納付)通知書記載の金額を口座振替(自動払込)により納付することとしたいので、下記の確約事項を承認のうえ依頼します。

◎太枠は必ずご記入ください。

契約区分 <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止	口座名義	住所	〒490-1436 愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地					通帳届出印 ※3枚とも押印	
		フリガナ	トビシマ タロウ					電話番号	
		氏名	飛島 太郎					5 2 - 1 2 3 1 携帯	
☆変更事由 1 振替方法変更 2 口座変更 3 店舗及び口座変更 4 その他()	いずれかにご記入ください	銀行等	金融機関名および店舗名			科目	口座番号(右づめで記入)		
		ゆうちょ銀行	〇〇 銀行 ×× 本店 営業部 支店 農業協同組合			1. 普通 2. 当座 3. 納税	0 1 2 3 4 5 6		
金融機関コード	支店コード	通帳記号		通帳番号(右づめで記入)					
		1							
		種目コード	契約種別コード	払込先口座番号		払込先加入者名			
		166・176	下記による	00820-5-960314		飛島村会計管理者			
※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、通常貯金口座に限りません。								払込日：納期の末日	

フリガナ	トビシマ タロウ		住所	<input type="checkbox"/> 口座名義の住所と同じ
納税(納付)義務者	飛島 太郎			
35	<input checked="" type="checkbox"/> 村県民税(普通徴収)	<input checked="" type="checkbox"/> 前納(一年分) <input type="checkbox"/> 期別	注意 事項	※前納・期別のいずれかを選んでください。 ※前納扱いの税目が振替(払込)不能となった場合は、第2期以降を期別扱いで振替(払込)します。 ※固定資産税の共有分については、必ず年度、通知書番号(若しくは、共有者氏名及び持分)を記入してください。 ※国民健康保険税の納税義務者欄には、世帯主氏名を記入してください。 ※納税準備預金は、農業集落排水処理施設使用料及び介護保険料、後期高齢者医療保険料にはご利用できません。 ※残高不足等で引落しできなかった場合は、再振替(払込)はできませんので納付書で納めてください。
	<input type="checkbox"/> 固定資産税	個(法)人分 <input type="checkbox"/> 前納(一年分) <input type="checkbox"/> 期別 共有分 <input type="checkbox"/> 前納(一年分) <input type="checkbox"/> 期別		
		年度 通知書番号 年度		
	<input type="checkbox"/> 軽自動車税	全納		
	<input type="checkbox"/> 国民健康保険税	期別		
	30	<input type="checkbox"/> 農業集落排水処理施設使用料	期別	
28	<input type="checkbox"/> 介護保険料(65歳以上の方)	期別		
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険料	期別		
	<input type="checkbox"/> 法定外公共物(堤塘)占用料(あいち海部農協のみの取扱い)			
	<input type="checkbox"/> 保育料(あいち海部農協のみの取扱い)			

記

- 飛島村へ納付する村税等について、飛島村から貴金融機関に納付書又は磁気テープ等(以下「納付書等」という。)が送付されたときは、私に通知することなく納付書等に記載された金額を指定口座から引き落としの上、納付してください。
- 預貯金の支払い手続きについては、当座勘定約定又は普通預貯金、納税準備預貯金規定にかかわらず、小切手の提出または預貯金通帳及び同支払戻請求書、支払請求書の提出はしませんから、貴金融機関の所定の方法で処理してください。
- 過誤納金等の還付が生じた場合は、この指定口座に振替えてください。(ただし、納税(納付)義務者と口座名義人が同一の場合に限る。)
- 振替(払込)日において、預貯金残高が納付書等の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書等を返却されても異議ありません。
- この契約は、貴金融機関及び飛島村が必要と認めたときは解約されても異議ありません。
- 領収証書は省略し、振替(払込)後は預金通帳への記載で差支えありません。また、振替(結果)通知は必要ありません。
- この取扱いについて、紛議が生じても貴金融機関に迷惑をかけません。

金融機関使用欄	(不備返却事由) 1. 預貯金取引なし 2. 記載事項等相違 3. 印鑑相違 4. その他	受付	印鑑照合	検印	取扱店日付印	金融機関控
	店名、預金種目 口座番号、口座名義					